

薬剤師の果たすべき薬剤管理義務－４

薬剤管理に対する病院薬剤師の役割

○鈴木 政雄¹、秋本 義雄²、鈴木 順子³、福島 紀子⁴、宮本 法子⁵、喜来 望³、山本 大介³(¹帝京平成大薬、²東邦大薬、³北里大薬、⁴慶応大薬、⁵東京薬大薬)

【目的】人工呼吸器による事故は、医療機器の関わるものの中で多いことが知られている。その中であって、体内に導入される吸気ガスを肺に到達する前に加温・加湿を行うための加湿器による事故が比較的多い。今回取り上げた事故は、この加湿器に本来「滅菌蒸留水」を使用すべきところ、誤って「消毒用エタノール」を使用してしまい、患者が死亡したものである。この事故を通して、院内の医薬品管理について、薬剤師が何処まで関与し、どのような配慮をする必要があるかについて考察した。

【事件の概要】ミトコンドリア脳筋症で入院していた患者は、人工呼吸器を装着されていた。看護師が吸気加湿用の滅菌精製水のタンクに消毒用エタノールを採取し、間違いが発見されるまで約53時間にわたり吸引した。このため患者は急性アルコール中毒で死亡した。裁判所は、看護師ら及び病院の責任を認めた。

【裁判所の判断理由】「医療現場において、医薬品の取り違えの危険性は常に存在するうえ、」でエタノールタンクを誤って持ち込まれることが「予見することができる」とした。また更に、患者の体内に入れる医薬品の準備は、「少なくともラベルを見るなどして十分に確認すべき業務上の注意義務がある。」と指摘した。

【薬剤師の院内業務への考察】誤投与は、裁判の指摘通り、常に「内在」しているのであるから、薬剤師は調剤した薬剤だけでなく、院内で使用される医薬品が患者、医療関係者に渡り、使用するまでの全て過程を想定し、その各々の現場にあった管理方法を提案・指導するように努めるべきである。その上で『誤使用が起きない』『はず』という幻想を捨て、医療関係者だけではなく、時には『患者』をも巻き込んだ教育・研修を積極的に心掛けることが必要である。